

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【公開番号】特開2017-183009(P2017-183009A)

【公開日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2016-66502(P2016-66502)

【国際特許分類】

F 2 1 S	41/00	(2018.01)
F 2 1 S	43/00	(2018.01)
F 2 1 S	45/00	(2018.01)
F 2 1 V	19/00	(2006.01)
F 2 1 V	29/503	(2015.01)
F 2 1 V	29/70	(2015.01)
F 2 1 V	29/10	(2015.01)
B 6 0 Q	1/56	(2006.01)
F 2 1 W	103/00	(2018.01)
F 2 1 W	104/00	(2018.01)
F 2 1 W	105/00	(2018.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 2 1 S	8/10	3 5 2
F 2 1 V	19/00	4 5 0
F 2 1 S	8/10	5 3 0
F 2 1 V	29/503	
F 2 1 V	29/70	
F 2 1 S	8/10	3 2 0
F 2 1 V	29/10	
B 6 0 Q	1/56	
F 2 1 W	101:14	
F 2 1 Y	115:10	

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月7日(2018.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光源(25, 26, 28)と、前記光源(25, 26, 28)を点灯させる電気素子(27)と、前記光源(25, 26, 28)及び前記電気素子(27)が配置された基板(15, 17, 19)と有する灯火装置において、

前記基板(15, 17, 19)は、独立して複数枚設けられ、前記複数の基板(15, 17, 19)が間隔を空けて配置されていることを特徴とする灯火装置。

【請求項2】

前記基板(15, 17, 19)を固定する支柱(16)と、前記支柱(16)に固定されて前記複数の基板(15, 17, 19)の間に配置される仕切り部(16b)とを備え

ることを特徴とする請求項 1 に記載の灯火装置。

【請求項 3】

前記支柱(16)を支持するハウジング(11)と、前記ハウジング(11)と共に前記複数の基板(15, 17, 19)を収容する収容部(13)を形成するアウターレンズ(12)と、前記アウターレンズ(12)の内側に設けられるとともに前記複数の基板(15, 17, 19)の間に配置されて前記支柱(16)に支持されるインナーレンズ(18)とを有することを特徴とする請求項 2 に記載の灯火装置。

【請求項 4】

前記アウターレンズ(12)は、その一部にレンズカットが施されたレンズカット部(12z)を有し、前記インナーレンズ(18)は、後面視で、前記アウターレンズ(12)の前記レンズカット部(12z)と重ならない箇所にレンズカット部(18p)を有することを特徴とする請求項 3 に記載の灯火装置。

【請求項 5】

前記アウターレンズ(12)は、尾灯であり、前記アウターレンズ(12)の下面の一部に、車体後部に取付けられるライセンスプレート(50)へ照射するために前記光源(28)の光を透す透光部(12m)を有し、前記透光部(12m)と前記ハウジング(11)の下部との境界部(11d2)は、前記アウターレンズ(12)と前記ハウジング(11)との上部の境界部(11d1)よりも車体前方に位置することを特徴とする請求項 3 又は 4 に記載の灯火装置。

【請求項 6】

後面視で、前記アウターレンズ(12)の中央部に前記レンズカット部(12z)が設けられ、前記アウターレンズ(12)のレンズカット部(12z)の両側の前記インナーレンズ(18)に前記レンズカット部(18p)が設けられ、前記アウターレンズ(12)と前記インナーレンズ(18)との間に配置された前記基板(19)は、前記アウターレンズ(12)の前記レンズカット部(12z)の輪郭よりも内側に配置されることを特徴とする請求項 4 又は 5 に記載の灯火装置。